

函館市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、セントラル警備株式会社を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月18日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 セントラル警備株式会社

所管部局 保健福祉部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成28年度における函館市老人福祉センターの管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

平成29年11月30日から平成30年3月26日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員からの聴取および現地調査を行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定および管理に関する協定等の締結は適正か。

イ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ウ 指定管理者に対する指導、監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る経理は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、いずれも適正に執行されていた。